



埼玉県報

第 2809 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 24 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公示（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 嵐山中部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- ヨーネ病患畜の発生（畜産安全課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 県道秩父荒川線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センターのフラットパネルデジタルイメージング装置（DR システム）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第 720 号中訂正（税務課）

告 示

埼玉県告示第八百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ

三 代表者の氏名

林 紗矢香

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市北本三丁目百四十一番地二大島ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことで、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障害者生活支援ネットワークYOUゆう
- 三 代表者の氏名
山中 眞理子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市石原八百七十六番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）に対し、地域社会のなかで、安心してしかも豊かな生活が営めるよう、教育・福祉・労働・余暇などにかかわる個人・団体・施設が連携して支援活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人名栗カヌー工房

二 代表者の氏名

山 田 直 行

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字下名栗千八百十七番地九

四 当該認定の有効期間

平成二十八年六月二十日から平成三十三年六月十九日まで

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー狭山北入曾ショッピングプラザ

埼玉県狭山市北入曾七百二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計六者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十六年五月十四日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月八日

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ

埼玉県狭山市北入曽七百二十一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一五六台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時

株式会社スギ薬局 午前九時から午後十時

株式会社大創産業 午前九時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後八時（年間百二十日午後九時）

株式会社アベイル 午前十時から午後八時（年間百二十日午後九時）

株式会社セキチュー 午前十時から午後八時（年間百二十日午後九時）

株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時

株式会社スギ薬局 午前九時から午後十時

株式会社大創産業 午前九時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後九時

株式会社セキチュー 午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十分から午後十時二十分

（変更後）午前六時四十分から午後十時二十分

変更年月日

ハ

平成二十八年七月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月八日

ニ 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームマートセキチュール上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） ハニーファイバー株式会社 代表取締役 原田允子

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号

（変更後） ハニーファイバー株式会社 代表取締役 原田浩太郎

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社セキチュール 代表取締役 関口忠

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

（変更後） 株式会社セキチュール 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

ハ 変更年月日

平成二十六年五月十四日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月八日

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームマートセキチュー上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五四台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から午後九時

（変更後）午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十八年七月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年六月八日

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年十月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山中部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	眞下尚良	埼玉県比企郡嵐山町大字越畑千六百十五番地
同	市川茂	同 同 越畑千七百七十一番地二
同	田嶋伸行	同 同 越畑千四十八番地
同	奥田定男	同 同 杉山八百十四番地一
同	内田榮	同 同 杉山千百四番地十二
同	強瀬達夫	同 同 越畑八百二十九番地
同	杉田豊	同 同 広野二百七十八番地
同	大澤幸弘	同 同 太郎丸五十二番地
同	中村倉司	同 同 太郎丸四百十八番地
同	青木克行	同 同 越畑六百七十三番地
同	田畑章	同 同 勝田八百六十一番地
同	永島秀夫	同 同 広野五百四十八番地一
同	初雁秀男	同 同 杉山六百四十一番地
監事	水嶋きよ子	同 同 杉山千二百九番地
同	小林一夫	同 同 広野五百八十三番地
同	馬場一夫	同 同 越畑四百六十三番地二

二 退任

職名	氏名	住所
理事	松本光芳	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田二千百五十一番地一
同	青木ヨシ子	同 同 越畑六百八十一番地
同	青木克行	同 同 越畑六百七十三番地
同	強瀬秋晴	同 同 越畑八百十一番地
同	市川光谷	同 同 越畑千四百五十七番地
同	市川公一	同 同 越畑千六百五十八番地
同	田畑数雄	同 同 勝田八百五十八番地

告示

埼玉県告示第八百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨーネ病	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数又は群数	発生場所又は区	発生年月日	処置
	患畜			一頭	熊谷市	平成二十八年六月十五日	殺処分

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十八年六月八日から平成二十八年十二月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

平成二十七年埼玉県告示第千四百四十二号で公示した公共測量は、平成二十八年一月二十九日終了した旨測量計画機関である東松山県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百五十号

平成二十七年埼玉県告示第千四百四十三号で公示した公共測量は、平成二十八年一月二十九日終了した旨測量計画機関である東松山県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第八百五十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年七月二十六日 午前十時	有限会社花咲建設	伊藤光雄	埼玉県富士見市西みずほ台一丁目十番十一号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇一会議室

告示

埼玉県告示第八百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉 県知 事第 四号	埼玉 県知 事第 七号	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更 前	変更 後	変更年月日
	株式会社 建築構造 センター		一般財団 法人ベタ ーリビン グ	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	東京都千代田 区富士見二丁 目七番二号	本部 東京都 千代田区富士 見二丁目七番 二号	平成二十八 年四月二十 日
				構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	長野事務所 平成二十 七年九月五 日
				構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号	東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号	千葉事務所 及び福岡事 務所 平成 二十八年一 月十五日
				構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	福島事務所	福島事務所	

福島県郡山市
中町十一番五
号

福島県郡山市
中町十一番五
号

埼玉事務所

埼玉事務所

埼玉県さいた

埼玉県さいた

ま市浦和区高

ま市浦和区高

砂二丁目二番

砂二丁目二番

三号

三号

神奈川事務所

千葉事務所

神奈川県横

千葉県船橋市

浜市西区北幸

葛飾町二丁目

二丁目三番十

四百二番三号

九号

神奈川事務所

愛知事務所

神奈川県横

愛知県名古屋

浜市西区北幸

市中区栄四丁

二丁目三番十

目十四番二号

九号

山陰事務所

長野事務所

島根県松江市

長野県長野市

中原町六番地

南県町千八十

二番地

岡山事務所

愛知事務所

岡山県岡山市

愛知県名古屋市

北区内山下一

愛知県名古屋市

丁目三番十九

市中区栄四丁

号

目十四番二号

広島事務所

山陰事務所

広島県広島市

島根県松江市

中区八丁堀十
五番六号

中原町六番地

愛媛事務所

岡山事務所

愛媛県松山市

岡山県岡山市

三番町七丁目
十三番十三号

北区内山下一
丁目三番十九
号

佐賀事務所

広島事務所

佐賀県佐賀市

広島県広島市

駅前中央一丁
目九番三十八
号

中区八丁堀十
五番六号

号

愛媛事務所

長崎事務所

愛媛県松山市

長崎県長崎市
万才町三番四
号

三番町七丁目
十三番十三号

号

福岡事務所

宮崎事務所

福岡県福岡市

宮崎県宮崎市
川原町五番十
号

博多区御供所
町一番一号

号

佐賀事務所

鹿児島事務所

佐賀県佐賀市

鹿児島県鹿

駅前中央一丁

児島市西千石
町十一番二十
一号

目九番三十八
号

一号

長崎事務所

沖縄事務所

長崎県長崎市

沖縄県浦添市

万才町三番四

牧港五丁目六
号

号

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父荒川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一 地 先 ま で</p>	<p>秩 父 市 別 所 字 中 島 三 四 六 番 一 地 先</p>	<p>区 間</p>
<p>一 〇 ・ 二 六 〇 一 三 ・ 三 六</p>	<p>六 ・ 七 四 〇 九 ・ 三 六</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
<p>六 六 六 ・ 六 〇</p>		<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
	<p>社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (改 築) 事 業</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年五月十八日

指令川建セ第二八〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年六月二十一日

川建セ第二八〇〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字天ヤヲネ九十三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松本町一丁目十番二十八号

梅津 尚人

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年二月八日

指令越建セ第二七〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成二十八年六月十七日

越建セ第一〇二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六十六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市一ノ割二丁目一番六十六号

阿部 康子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年六月十七日

指令越建セ第二八〇〇〇一一号

二 検査済証番号

平成二十八年六月二十日

越建セ第一〇五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百四番三、三百四番四、三百四番五、三百四番六、三百四番七、三百五番二、三百五番三、三百五番四、三百五番六、三百五番七、三百九番

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業施行地内四十三―三街区一―二画地、四十三―三街区一―三画地、四十三―三街区一―四画地、四十三―三街区一―五画地、四十三―三街区一―六画地、四十三―三街区一―七画地、四十三―三街区一―八画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区東五軒町六―十九―二百一

S P A C E T R A D E 株式会社 代表取締役 島村 修

告 示

埼玉県病院事業告示第三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

フラットパネルデジタルイメージング装置（DRシステム） 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月10日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受

けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 大中・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

（埼玉県立循環器・呼吸器病センター内）

埼玉県病院局経営管理課 県立病院施設計画担当 町田

電話048-536-9900（内線2542） ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年8月5日 午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年8月4日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年8月5日 午前10時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年7月19日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年7月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）へ
提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Flat panel digital imaging equipment (DR system)

(2) Time-limit for tender:

10:20 a.m., August 5, 2016 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., August 4, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第四号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十三号中「第四十二條」を「第四十二條第三項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第五号

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したものを」を「若しくは複写したものに」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下「開示請求者等」」を「第三項において「開示請求者等」」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

正 誤

埼玉県告示第七百二十号（平成二十八年五月二十七日第二千八百一号）中訂正

ページ 表中 行

二 七 随意契約とした理由 前から十五

誤

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
2号に該当

正

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
第2号に該当